

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第154回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 認定個人情報保護団体の新規申請について、資料1に基づき御説明申し上げます。

令和2年9月18日付で、「工業会 日本万引防止システム協会」より、個人情報保護法第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされました。

同協会は、流通業界の健全な経営、また、青少年の非行防止という産業的、社会的役割を果たすべく、万引防止システムを製造、販売、サポートする企業の業界団体として、行政機関、関連業界団体とも連携を取り、業界の健全な発展と安全で豊かな国民生活に寄与することを目的としています。

同協会は、小売・サービス業店頭における窃盗犯罪発生件数の増加、悪質化及び組織化などを背景として、商品管理・ロス管理への意識の高まりを起因とした万引防止システムの導入が進む状況を受け、業界内外関係者の要望に応える形で、平成14年6月に設立された日本EAS機器協議会を起源としております。

平成30年2月には、「工業会 日本万引防止システム協会」に名称変更し、現在に至ります。

本年9月1日現在の同協会の会員数は、正会員33社であり、申請時点での対象事業者は7社となっております。

同協会からの申請を受け、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき、審査をしました。

資料の別添1を御覧ください。

本資料は、個人情報の保護に関する法律施行令第19条に定められた申請のために、委員会に提出しなければならない書類に該当する書類が提出されているかを確認したもので、不備は認められませんでした。

次に、別添2を御覧ください。

本資料は、法第49条各号で定められた認定の基準の審査事項を定めた認定個人情報保護団体の認定等に係る指針に基づき審査した結果をまとめたもので、いずれにも適合するものと認められました。

同協会が、認定個人情報保護団体として認定された場合には、法第47条第1項に基づき、新たな認定個人情報保護団体として認定する旨を別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づき課される登録免許税について、同法第24条第2項に

基づき納付の期限及び書類を定め、別添4により通知することとしたいと存じます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 説明ありがとうございます。

認定団体を認定して、対象事業者が増えていくことは大変好ましいことだと思います。特に、このように万引防止システム分野では、カメラ機器の性能あるいは画像処理技術などが向上しておりまして、カメラ画像の利活用と個人情報保護について社会的関心が非常に高まっていると思います。こうした事業分野での新たな認定団体の自主的な取組により、個人情報の保護レベル、そして保護技術などが高められていくことを期待しております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他に、どなたか御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、説明のありました認定個人情報保護団体の認定についてですが、日本万引防止システム協会を認定個人情報保護団体として認定し、認定通知など所要の手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

異議がないようなので、認定することといたします。事務局におかれては、所要の手続を進めてください。

また、当該団体におかれては、これから認定個人情報保護団体として、個人情報保護のために積極的な取組をしてくださることを期待しております。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「東京薬業健康保険組合、東京電子機械工業健康保険組合及び東京実業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、東京薬業健康保険組合から、令和2年9月25日付2東薬健発第203号にて、東京電子機械工業健康保険組合から、令和2年9月23日付東電子健発第175号にて、東京実業健康保険組合から、令和2年9月29日付東実健発第453号にて、委員会に対し全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について事務局より概要を説明いたします。

いずれも再実施に当たります。

3組合がそれぞれ実施する「適用、給付及び徴収関係事務」については、対象人数が30

万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から審査結果を御説明させていただきます。

今回、3組合ともに、電子申請の実施に伴い、特定個人情報を含む届出書の入手方法の追加を行い、それに伴い、同じリスク対策を3組合とも追加しております。

さらに、東京実業健康保険組合につきましては、個別の変更として、サーバー間接続による副本登録等の実施も行い、それに伴い追加したリスク対策もありますので、東京実業健康保険組合を例に説明させていただきます。

それでは、資料2-5に基づいて、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、7ページから9ページの「(別添1)事務の内容」に記載されておりました。加入者への保険給付や保険料徴収を行うために資格関係情報を取り扱う適用事務、保険料等の徴収に係る徴収事務、加入者への給付決定を行う給付事務の3つが評価対象の事務になります。

3組合共通で変更が生じる事務は適用事務で、今回、評価の再実施で、特定個人情報を含む届出書の入手方法が追加されております。

具体的には、従来、組合は事業主から紙又は電子記録媒体にて被保険者の資格等の届出書を入手しておりました。今般、事業主が電子申請した届出書について、マイナポータルを介してレセオン端末を用いて入手し、入手した届出書をフラッシュメモリを用いてレセオン端末から基幹システムに登録することになったため、その内容が追加されております。

さらに、東京実業健康保険組合については、情報連携の準備のために、従来、基幹システム専用端末から、フラッシュメモリを用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から副本登録等を行っておりました。今般、基幹システム専用端末から情報連携サーバーを介して副本登録等を行うことになったため、その内容が追加されております。

3組合共通の変更である、電子申請の実施に伴う特定個人情報を含む届出書の入手方法の追加に伴い、新たに追加されたリスク対策は主に2点あります。

1点目は、マイナポータルと組合間の通信における措置として、評価書の25ページ「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の上段、【加入事業所から個人番号を入手する場合の措置】の下の方に、通信内容の秘匿や盗聴防止の対応をすることが記載されております。

2点目は、電子申請された届出書を受け付けるレセオン端末に関する措置として、評価書の29ページ「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄の中段の＜電子申請された届出書の受け付けにおける措置＞に、処理を行うのはアクセス権限を付与された必要最小限の職員に限定すること、管理簿とログの突合等、定期的な操作ログのチェックをすること等が記載されております。

また、電子申請の処理に使用するフラッシュメモリに係る措置については、以前に評価

済みの基幹システム専用端末と統合専用端末との間の情報授受で使用するフラッシュメモリに係るリスク対策と同様の内容が、同じ29ページ「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄に記載されております。

具体的には、フラッシュメモリの使用の際に事前に管理者の承認を得て、データ保護担当者がパスワード設定した媒体を使用し、管理簿に記載すること等が記載されています。

以上、ここまでが3組合共通で追加したリスク対策の主な内容となります。

また、東京実業健康保険組合については、サーバー間接続による副本登録等の実施を行いますので、新たに評価書の36ページ「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄の中段、＜サーバー間接続に係る情報連携サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策＞に、情報連携サーバーの委託事業者は、個人番号を内容に含む電子申請データを取り扱わない契約とし、情報連携サーバーの委託事業者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行うこと、健康保険組合と情報連携サーバー間及び情報連携サーバーと中間サーバー間の通信は、IP-VPNによる閉鎖された通信回線を使用することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による審査結果を御説明させていただきます。審査表におきましても、資料2-6に基づいて東京実業健康保険組合を例に御説明させていただきます。

まず、「全体的な事項」では評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、3組合共通の内容について記載しており、事業所から電子申請された届出書をレセオン端末で受け取り、フラッシュメモリを用いて基幹システムに登録すること等に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、東京実業健康保険組合のみの事務の変更に伴った内容について記載しており、中間サーバー等へ資格関係情報等の登録に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されること等に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としており

ます。

続きまして、12ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、【総評】にて3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

東京薬業健康保険組合、東京電子機械工業健康保険組合も同様の記載になっておりますので、説明は省略させていただきます。

審査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、3組合に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「東京薬業健康保険組合、東京電子機械工業健康保険組合及び東京実業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局におかれては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

○丹野委員長 次の議題は監督関係者以外の方は退席願います。

議題3「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してもよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。